

# 第4回教育委員会

令和4年3月1日  
午後3時30分  
教育センター講義室

案 件

議案第29号

大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則案について

# 大阪市児童生徒就学援助規則の一部改正について

## 1 改正の趣旨及び理由

令和4年4月に本市立高等学校と併せて大阪府へ移管される咲くやこの花中学校及び水都国際中学校について、医療費及び学校給食費は府の就学援助の対象として支給されるが、その他の学用品費等の費目については府の制度対象とはならないため、移管にあたって市民に不利益が生じることがないように、本市の区域内に住所を有し両校のいずれかに在学する者を、本市の就学援助の対象に加える。

## 2 改正の内容

- ・ 就学援助の対象者に、本市の区域内に住所を有しており大阪府立咲くやこの花中学校又は大阪府立水都国際中学校に在学する者を加える（第2条）。
- ・ 大阪府立咲くやこの花中学校又は大阪府立水都国際中学校に在学する者は、就学援助の範囲から学校給食費及び医療費を除く旨を明記する。（第3条）
- ・ 大阪府立咲くやこの花中学校又は大阪府立水都国際中学校に在学する者への支給方法について、必要な規定整備を行う。

## 3 施行期日

令和4年4月1日

議案第 29 号

大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則案

大阪市児童生徒就学援助規則（昭和52年大阪市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「児童生徒」とは、<u>次に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>(1) 本市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に在学する者（入学予定者を含む。）</u></p> <p><u>(2) 本市の区域内に住所を有し、かつ、大阪府立咲くやこの花中学校又は大阪府立水都国際中学校に在学する者</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「児童生徒」とは、<u>本市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に在学する者（入学予定者を含む。）</u>をいう。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>[2～3 略]</p> <p>(就学援助の範囲)</p> <p>第3条 就学援助は、次に掲げる<u>事項（前条第1項第2号に掲げる者の保護者にあつては、第5号及び第6号に掲げる事項を除く。）</u>の範囲内において行う。</p>	<p>[2～3 同左]</p> <p>(就学援助の範囲)</p> <p>第3条 就学援助は、次に掲げる<u>事項</u>の範囲内において行う。</p>
<p>[(1)～(7) 略]</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第7条 第3条第1号から第4号まで、第6号及び第7号の就学援助は、校長を通じ、<u>金銭又は現物によって支給する。ただし、</u></p>	<p>[(1)～(7) 同左]</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第7条 第3条第1号から第4号まで、第6号及び第7号の就学援助は、校長を通じ、<u>金銭又は現物によって支給する。</u></p>

<p><u>第2条第1項第2号に掲げる者の保護者への就学援助については、教育委員会が口座振替の方法によって支給する。</u></p> <p>2～3 [略]</p>	<p>2～3 [同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載及び対象規定に二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## ○児童生徒就学援助規則

昭和 52 年 4 月 1 日  
(教)規則第 7 号

大阪市児童生徒就学援助規則を公布する。  
大阪市児童生徒就学援助規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 4 条に規定する教育の機会均等の趣旨に則り、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条及び学校保健安全法第 24 条（昭和 33 年法律第 56 号）の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規則において「児童生徒」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 本市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に在学する者（入学予定者を含む。）

(2) 本市の区域内に住所を有し、かつ、大阪府立咲くやこの花中学校又は大阪府立水都国際中学校に在学する者

2 この規則において「入学予定者」とは、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 1 条及び第 2 条の規定により作成した学齢簿に記載されており、翌年度の初めから本市立小学校又は中学校の第 1 学年に在学予定の者をいう。

3 この規則において「保護者」とは、児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）又は現に監護を行う者をいう。

### (就学援助の範囲)

第 3 条 就学援助は、次に掲げる事項（前条第 1 項第 2 号に掲げる者の保護者にあつては、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を除く。）の範囲内において行う。

- (1) 学用品費及び通学用品費
- (2) 校外活動費
- (3) 修学旅行費
- (4) 通学費

- (5) 学校給食費
- (6) 医療費
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金

(受給の資格)

第4条 就学援助を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者。ただし、前条第1号、第2号、第4号及び第5号の就学援助については、同法第13条の規定による教育扶助を受けている者を除く。
- (2) 前号に規定する要保護者に準じる程度に経済的に困窮しており、次のいずれかに該当する者
  - ア 前年度又は当該年度のいずれかにおいて次の措置を受けた者
    - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
    - (イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市民税の非課税
    - (ウ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
    - (エ) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
    - (オ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
    - (カ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
    - (キ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
    - (ク) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に基づく生活福祉資金の貸付
  - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第44条の規定により日雇労働被保険者手帳の交付を受けている者
  - ウ 自己及び自己と生計を一にする者の全員（当該年度の翌年度の4月1日に18歳以下である者を除く。以下「世帯」という。）の前年の所得の合計額が、教育委員会が世帯の人数及び住宅の所有状況に応じ別に定める額以下である者
- エ アからウまでに掲げる者のほか、治療費、介護費又は保証債務若しくは賠償金等の高額を支払い債務を負っている者、財産を形成しない債務により給料の差押えを受けている者、生計を維持する者の傷病、死亡、失踪、失業、離婚等の事由によ

り収入が急激に減少した者その他の教育委員会が特別の事由があると認める者

(3) 火災、風水害、震災その他の災害に罹災した者

(受給の申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、教育長が別に定める申請書及び申請に必要な書類（以下「申請書等」という。）を、児童生徒の在学する学校（入学予定者にあつては、入学予定の学校）の校長（以下「校長」という。）を通じて、教育委員会に提出する。

2 校長は、前項の申請書等を教育委員会に提出するにあたり、必要があると認めるときは、関係の民生委員から意見を徴することができる。

3 第1項の申請手続期間は、前年度の3月1日から3月31日まで及び当該年度の4月1日から6月30日まで（入学予定者にあつては、前年度の12月1日から3月31日まで）とする。ただし、特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

4 申請者は、申請書等を提出した後に申請内容に変更があつた場合は、校長を通じて、速やかに教育委員会に申し出なければならない。

(受給者の認定)

第6条 教育委員会は、前条の申請について第4条に規定する受給の資格の有無を審査し、受給者の認定を行い、審査の結果を申請者に通知する。

2 教育委員会は、前項の認定を行うにあたり、必要があると認めるときは、民生委員、保健福祉センター所長、校長等の意見を徴することができる。

(支給の方法)

第7条 第3条第1号から第4号まで、第6号及び第7号の就学援助は、校長を通じ、金銭又は現物によって支給する。ただし、第2条第1項第2号に掲げる者の保護者への就学援助については、教育委員会が口座振替の方法によって支給する。

2 第3条第5号の就学援助は、校長を通じ金銭によって支給し、又は大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）第70条第4号の振替により学校給食費に充当する。

3 校長は、前2項の支給等にあたり、十分教育的な配慮をしなければならない。

(支給の額)

第8条 就学援助の支給額は、毎年度、教育長が定める。

(支給の停止及び認定の取消し)

第9条 教育委員会は、受給者が偽りその他不正の申請をして第6条の認定を受けたとき、受給した就学援助を目的外に使用したとき、第4条に規定する受給の資格がなくなったとき、又は就学援助を必要としなくなったときは、就学援助の支給を停止し、又は認定を取り消すことができる。

(返還)

第10条 就学援助は、返還を要しない。ただし、前条の規定により認定を取り消された場合のほか特別の事由があるときは、この限りでない。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年2月12日(教)規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年4月30日(教)規則第46号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日(教)規則第13号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月26日(教)規則第22号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成17年1月7日(教)規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度の就学援助の受給の資格については、この規則による改正後の大阪市児童生徒就学援助規則第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月30日(教)規則第25号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日(教)規則第 58 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日(教)規則第 9 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 8 月 8 日(教)規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日(教)規則第 30 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日(教)規則第 10 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 11 日(教)規則第 5 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 8 月 4 日(教)規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月 24 日(教)規則第 14 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 月 日(教)規則第 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。